



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後期高齢者医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和5年5月24日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年 3月4日保医発0304第1号) の一部改正について 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

- 1 別添の第2章第2部第2節第2款C152に次を加える。
 - (5) 持続皮下注入シリンジポンプ加算は、パーキンソン病の患者に対し、ホス レボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤を持続皮下投与する場合に、医師が 患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急 時の措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行った場合に輸液セ ットの使用が月5個以上の場合は区分番号「C150 血糖自己測定器加算」 の「4」月60回以上測定する場合および区分番号「C152 間歇注入シリ 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月10 ンジポンプ加算 2 個以上の場合は区分番号「C 1 5 0 血糖自己測定器加算」の「4」月 60 回以上測定する場合2回分および区分番号「C152 間歇注入シリンジポ ンプ加算 2 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月15個以上 の場合は区分番号「C150 血糖自己測定器加算」の「4」月 60 回以上測 定する場合3回分および区分番号「С152 間歇注入シリンジポンプ加算 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月20個以上の場合は区 分番号「C150 血糖自己測定器加算」の「4」月60回以上測定する場合 4回分および区分番号「C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 のシリンジポンプ」を合算した所定点数を準用して算定する。
 - (6) 持続皮下注入シリンジポンプ加算について、シリンジポンプを使用する際 に必要な輸液セットその他療養上必要な医療材料の費用については、所定点 数に含まれる。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

	(为冰**)的为1600年的为
改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 (略)	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部 (略)
第2部 在宅医療 第1節 (略) 第2節 在宅療養指導管理料 第2款 在宅療養指導管理材料加算 1~5 (略) C150~C151 (略)	第2部 在宅医療 第1節 (略) 第2節 在宅療養指導管理料 第2款 在宅療養指導管理材料加算 1~5 (略) C150~C151 (略)
 C152 間歇注入シリンジポンプ加算 (1)~(4) (略) (5) 持続皮下注入シリンジポンプ加算は、パーキンソン病の患者に対し、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤を持 	C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 (1)~(4) (略) (新設)
続皮下投与する場合に、医師が患者又は患者の看護に当たる者に対して、当該療法の方法、注意点及び緊急時の措置等に関する指導を行い、当該患者の医学管理を行った場合に輸液セットの使用が月5個以上の場合は区分番号「C150 血糖自己測定器加算」の「4」月60回以上測定する場合および区分番号「C152 間歇注入シリンジポンプ加算 21以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月10個以	

上の場合は区分番号「C 1 5 0 血糖自己測定器加算」の「4」月 60 回以上測定する場合 2 回分および区分番号「C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月 15 個以上の場合は区分番号「C 1 5 0 血糖自己測定器加算」の「4」月 60 回以上測定する場合 3 回分および区分番号「C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算 2 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数、月 20 個以上の場合は区分番号「C 1 5 0 血糖自己測定器加算」の「4」月 60 回以上測定する場合 4 回分および区分番号「C 1 5 2 間歇注入シリンジポンプ加算2 1以外のシリンジポンプ」を合算した所定点数を準用して算定する。

(6) 持続皮下注入シリンジポンプ加算について、シリンジポンプを使用する際に必要な輸液セットその他療養上必要な医療材料の費用については、所定点数に含まれる。

第3部~第13部 (略)

第3章 (略)

第3部~第13部 (略) 第3章 (略)